電話サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧

（料金及び工事に関する費用）

第69条　当社が提供する電話サービスの料金は、基本料金、通話料金及び手続きに関する料金とし、料金表第１表（料金）に定めるところによります。

２　（略）

３　（略）

（注）本条第１項に規定する基本料金は、当社が提供する電話サービスの態様に応じて、回線使用料（加算額を含みます。）、付加機能使用料（料金表第１表第２（通話料金）に規定する通話の付加サービスに関する料金を除きます。）、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、配線設備使用料及び機器使用料を合算したものとします。

料金表

通則　（略）

第１表　料金（重複掲載料、番号案内料、質権の設定等に関する手数料、テレホンカードによる支払充当手数料及び附帯サービスの料金を除きます。）

第１　基本料金

１　適用

区　　分	内　　容
⑴ ～　（略） ⒅	（略）
⒆　ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	２－１－６に規定するユニバーサルサービス料及び２－１－７に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する電話サービス、付加機能又は当社が別に定めるサービスの提供を受けている契約者回線について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号１番号ごとに適用します。 区　　分 ／ 電気通信番号 （略） ／ （略）
⒇ ～　（略） (22)	（略）

新

（料金及び工事に関する費用）

第69条　当社が提供する電話サービスの料金は、基本料金、通話料金及び手続きに関する料金とし、料金表第１表（料金）に定めるところによります。

２　（略）

３　（略）

（注）本条第１項に規定する基本料金は、当社が提供する電話サービスの態様に応じて、回線使用料（加算額を含みます。）、付加機能使用料（料金表第１表第２（通話料金）に規定する通話の付加サービスに関する料金を除きます。）、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、配線設備使用料及び機器使用料を合算したものとします。

料金表

通則　（略）

第１表　料金（重複掲載料、番号案内料、質権の設定等に関する手数料、テレホンカードによる支払充当手数料及び附帯サービスの料金を除きます。）

第１　基本料金

１　適用

区　　分	内　　容
⑴ ～　（略） ⒅	（略）
⒆　電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	２－１－６に規定する電話ユニバーサルサービス料及び２－１－７に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する電話サービス、付加機能又は当社が別に定めるサービスの提供を受けている契約者回線について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号１番号ごとに適用します。 区　　分 ／ 電気通信番号 （略） ／ （略）
⒇ ～　（略） (22)	（略）

新旧対照

旧

２　料金額

２－１　契約者回線に係るもの

２－１－１　回線使用料（基本料）

～　（略）

２－１－５　付加機能使用料

２－１－６　ユニバーサルサービス料

１電気通信番号ごとに

区　分	料　金　額	
	加入電話契約に係るもの（月額）	臨時加入電話契約に係るもの（日額）
ユニバーサルサービス料	３円 （税込価格 3.3円）	0.1円 （税込価格 0.11円）

２－１－７　電話リレーサービス料　（略）

新

２　料金額

２－１　契約者回線に係るもの

２－１－１　回線使用料（基本料）

～　（略）

２－１－５　付加機能使用料

２－１－６　電話ユニバーサルサービス料

１電気通信番号ごとに

区　分	料　金　額	
	加入電話契約に係るもの（月額）	臨時加入電話契約に係るもの（日額）
電話ユニバーサルサービス料	２円 （税込価格 2.2円）	0.06円 （税込価格 0.066円）

２－１－７　電話リレーサービス料　（略）

附　則（令和７年12月24日企営第155500000818号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和８年１月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

総合ディジタル通信サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧

（料金及び工事に関する費用）

第48条　当社が提供する総合ディジタル通信サービスの料金は、基本料金、通信料金及び手続きに関する料金とし、料金表第１表（料金）に定めるところによります。

２　当社が提供する総合ディジタル通信サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第２表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第１項に規定する基本料金は、当社が提供する総合ディジタル通信サービスの態様に応じて、回線使用料（加算額を含みます。）、付加機能使用料（料金表第１表 第２（通信料金）に規定する通信の付加サービスに関する料金を除きます。）、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、屋内配線使用料及び機器使用料を合算したものとします。

料金表

通則　（略）

第１表　料金（重複掲載料及び附帯サービスに関する料金を除きます。）

第１　基本料金

１　適用

区　　分	内　　容
⑴ ～　（略） ⑼	（略）
⑽　ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	２－６に規定するユニバーサルサービス料及び２－７に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する第１種総合ディジタル通信サービス、第２種総合ディジタル通信サービス、付加機能又は当社が別に定めるサービスの提供を受けている契約者回線について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号１番号ごとに適用します。 区　　分 ／ 電気通信番号 （略） ／ （略）
⑾　（略）	（略）
⑿　（略）	（略）

２　料金額

２－１　回線使用料（基本料）

～　（略）

２－５　付加機能使用料

新

（料金及び工事に関する費用）

第48条　当社が提供する総合ディジタル通信サービスの料金は、基本料金、通信料金及び手続きに関する料金とし、料金表第１表（料金）に定めるところによります。

２　当社が提供する総合ディジタル通信サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第２表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第１項に規定する基本料金は、当社が提供する総合ディジタル通信サービスの態様に応じて、回線使用料（加算額を含みます。）、付加機能使用料（料金表第１表 第２（通信料金）に規定する通信の付加サービスに関する料金を除きます。）、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、屋内配線使用料及び機器使用料を合算したものとします。

料金表

通則　（略）

第１表　料金（重複掲載料及び附帯サービスに関する料金を除きます。）

第１　基本料金

１　適用

区　　分	内　　容
⑴ ～　（略） ⑼	（略）
⑽　電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	２－６に規定する電話ユニバーサルサービス料及び２－７に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する第１種総合ディジタル通信サービス、第２種総合ディジタル通信サービス、付加機能又は当社が別に定めるサービスの提供を受けている契約者回線について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号１番号ごとに適用します。 区　　分 ／ 電気通信番号 （略） ／ （略）
⑾　（略）	（略）
⑿　（略）	（略）

２　料金額

２－１　回線使用料（基本料）

～　（略）

２－５　付加機能使用料

新旧対照

旧

２－６　ユニバーサルサービス料

１電気通信番号ごとに

区　　分	料　　金　　額	
	右欄以外のもの（月額）	臨時第１種契約又は臨時第２種契約に係るもの（日額）
ユニバーサルサービス料	３円 （税込価格 3.3円）	0.1円 （税込価格 0.11円）

２－７　電話リレーサービス料
～　　（略）
２－９　機器使用料

新

２－６　電話ユニバーサルサービス料

１電気通信番号ごとに

区　　分	料　　金　　額	
	右欄以外のもの（月額）	臨時第１種契約又は臨時第２種契約に係るもの（日額）
電話ユニバーサルサービス料	２円 （税込価格 2.2円）	0.06円 （税込価格 0.066円）

２－７　電話リレーサービス料
～　　（略）
２－９　機器使用料

附　則（令和７年12月24日企営第155500000818号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和８年１月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧

（料金及び工事に関する費用）

第31条　当社が提供する音声利用ＩＰ通信網サービスの料金は、基本料金、通信料金及び手続きに関する料金とし、料金表第１表（料金）に定めるところによります。

２　当社が提供する音声利用ＩＰ通信網サービスの工事に関する費用は、工事費及び線路設置費とし、料金表第２表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第１項に規定する基本料金は、当社が提供する音声利用ＩＰ通信サービスの態様に応じて、基本額、番号使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金を合算したものとします。

料金表

通則　（略）

第１表　料金（重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。）

第１類　基本料金

第１　第１種サービスに係るもの

１　適用

区　　分	内　　容
⑴ ～　（略） ⑹の２	（略）
⑺　ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	２－４に規定するユニバーサルサービス料及び２－５に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する第１種サービス又は付加機能の提供を受けている第１種契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号１番号ごとに適用します。 区　　分 ／ 電気通信番号 （略） ／ （略）
⑻　（略）	（略）

２　料金額

２－１　基本額（事務用及び住宅用）

～　（略）

２－３　付加機能使用料

２－４　ユニバーサルサービス料

月額

区　分	単　位	料　金　額
ユニバーサルサービス料	１電気通信番号ごとに	３円(税込価格 3.3 円)

新

（料金及び工事に関する費用）

第31条　当社が提供する音声利用ＩＰ通信網サービスの料金は、基本料金、通信料金及び手続きに関する料金とし、料金表第１表（料金）に定めるところによります。

２　当社が提供する音声利用ＩＰ通信網サービスの工事に関する費用は、工事費及び線路設置費とし、料金表第２表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第１項に規定する基本料金は、当社が提供する音声利用ＩＰ通信サービスの態様に応じて、基本額、付加機能使用料、電話ユニバーサルサービス料、 電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金を合算したものとします。

料金表

通則　（略）

第１表　料金（重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。）

第１類　基本料金

第１　第１種サービスに係るもの

１　適用

区　　分	内　　容
⑴ ～　（略） ⑹の２	（略）
⑺　電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	２－４に規定する電話ユニバーサルサービス料及び２－５に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する第１種サービス又は付加機能の提供を受けている第１種契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号１番号ごとに適用します。 区　　分 ／ 電気通信番号 （略） ／ （略）
⑻　（略）	（略）

２　料金額

２－１　基本額（事務用及び住宅用）

～　（略）

２－３　付加機能使用料

２－４　電話ユニバーサルサービス料

月額

区　分	単　位	料　金　額
電話ユニバーサルサービス料	１電気通信番号ごとに	２円(税込価格 2.2 円)

新旧対照

旧

２－５　電話リレーサービス料　（略）
２－６　請求書等の発行に関する料金の額　（略）

第２　第２種サービスに係るもの

１　適用

区　　分	内　　容
⑴　（略）	（略）
⑵　（略）	（略）
⑶　ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	２－３に規定するユニバーサルサービス料及び２－４に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する第２種サービス又は付加機能の提供を受けている第２種契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号１番号ごとに適用します。 区　　分 ／ 電気通信番号 （略） ／ （略）
⑷　（略）	（略）

２　料金額

２－１　基本額　（略）
２－２　付加機能使用料　（略）
２－３　ユニバーサルサービス料

月額

区　分	単　位	料　金　額
ユニバーサルサービス料	１電気通信番号ごとに	３円(税込価格 3.3 円)

２－４　電話リレーサービス料　（略）
２－５　請求書等の発行に関する料金の額　（略）

第３　（略）

第４　第４種サービスに係るもの

１　適用

区　　分	内　　容
⑴ ～　（略） ⑶	（略）

新

２－５　電話リレーサービス料　（略）
２－６　請求書等の発行に関する料金の額　（略）

第２　第２種サービスに係るもの

１　適用

区　　分	内　　容
⑴　（略）	（略）
⑵　（略）	（略）
⑶　電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	２－３に規定する電話ユニバーサルサービス料及び２－４に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する第２種サービス又は付加機能の提供を受けている第２種契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号１番号ごとに適用します。 区　　分 ／ 電気通信番号 （略） ／ （略）
⑷　（略）	（略）

２　料金額

２－１　基本額　（略）
２－２　付加機能使用料　（略）
２－３　電話ユニバーサルサービス料

月額

区　分	単　位	料　金　額
電話ユニバーサルサービス料	１電気通信番号ごとに	２円(税込価格 2.2 円)

２－４　電話リレーサービス料　（略）
２－５　請求書等の発行に関する料金の額　（略）

第３　（略）

第４　第４種サービスに係るもの

１　適用

区　　分	内　　容
⑴ ～　（略） ⑶	（略）

新旧対照

旧

⑷　ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	２－３に規定するユニバーサルサービス料及び２－４に規定する電話リレーサービス料は、番号情報送出機能の提供を受けている第４種契約（メニュー１－２に係るものに限ります。）について、追加番号１番号ごとに適用します。

２　料金額

２－１　基本額　（略）

２－２　付加機能使用料　（略）

２－３　ユニバーサルサービス料

月額

区　分	単　位	料　金　額
ユニバーサルサービス料	１電気通信番号ごとに	３円(税込価格 3.3円)

２－４　電話リレーサービス料　（略）

附 則（令和元年６月21日西企営第51号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和元年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第３種サービスに係るユニバーサルサービス料については、西企営第197号（平成31年３月28日）の附則第２項の規定にかかわらず、次表に定める額に改めます。

月額

区　分	単　位	料　金　額
ユニバーサルサービス料	１電気通信番号ごとに	３円(税込価格 3.3円)

附 則

（実施期日）

１　この改正規定は、令和元年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　西企営第51号（令和元年６月21日）の附則第２項に規定する表を次表に改めます。

区　分	単　位	料　金　額
ユニバーサルサービス料	１電気通信番号ごとに	３円(税込価格 3.3円)

新

⑷　電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	２－３に規定する電話ユニバーサルサービス料及び２－４に規定する電話リレーサービス料は、番号情報送出機能の提供を受けている第４種契約（メニュー１－２に係るものに限ります。）について、追加番号１番号ごとに適用します。

２　料金額

２－１　基本額　（略）

２－２　付加機能使用料　（略）

２－３　電話ユニバーサルサービス料

月額

区　分	単　位	料　金　額
電話ユニバーサルサービス料	１電気通信番号ごとに	２円(税込価格 2.2円)

２－４　電話リレーサービス料　（略）

附 則（令和元年６月21日西企営第51号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和元年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

附 則

（実施期日）

１　この改正規定は、令和元年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

新旧対照

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>附 則（令和元年12月19日西企営第169号）
（実施期日）
１　この改正規定は、令和２年１月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第３種サービスに係るユニバーサルサービス料については、西企営第197号（平成31年３月28日）の附則第２項の規定にかかわらず、次表に定める額に改めます。
月額
<table><tr><th>区　分</th><th>単　位</th><th>料　金　額</th></tr><tr><td>ユニバーサルサービス料</td><td>１電気通信番号ごとに</td><td>２円（税込価格 2.2円）</td></tr></table></td><td>附 則（令和元年12月19日西企営第169号）
（実施期日）
１　この改正規定は、令和２年１月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　削除</td></tr>
<tr><td></td><td>附　則（令和７年12月24日企営第155500000818号）
（実施期日）
１　この改正規定は、令和８年１月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</td></tr>
</table>

特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧

（料金及び工事に関する費用）

第34条　当社が提供する特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスの料金は、基本料金、通信料金及び手続きに関する料金とし、料金表第１表（料金）に定めるところによります。

２　当社が提供する特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスの工事に関する費用は、工事費及び線路設置費とし、料金表第２表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第１項に規定する基本料金は、当社が提供する特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスの態様に応じて、基本額、付加機能使用料及びユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料を合算したものとします。

料金表

通則　　（略）

第１表　料金（重複掲載料及び附帯サービスに関する料金を除きます。）

第１類　基本料金

第１　光回線電話に係るもの

１　適用

区　　分	内　　容
⑴ ～　（略） ⑷	（略）
⑸　ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	２－４に規定するユニバーサルサービス料及び２－５に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する光回線電話又は音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に規定する付加機能に相当する付加機能の提供を受けている光回線電話契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号１番号ごとに適用します。 区　　分 ｜ 電気通信番号 （略） ｜ （略）
⑹　（略）	（略）
⑺　（略）	（略）

２　料金額

２－１　基本料

～　（略）

２－３　付加機能使用料

新

（料金及び工事に関する費用）

第34条　当社が提供する特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスの料金は、基本料金、通信料金及び手続きに関する料金とし、料金表第１表（料金）に定めるところによります。

２　当社が提供する特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスの工事に関する費用は、工事費及び線路設置費とし、料金表第２表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第１項に規定する基本料金は、当社が提供する特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスの態様に応じて、基本額、付加機能使用料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を合算したものとします。

料金表

通則　　（略）

第１表　料金（重複掲載料及び附帯サービスに関する料金を除きます。）

第１類　基本料金

第１　光回線電話に係るもの

１　適用

区　　分	内　　容
⑴ ～　（略） ⑷	（略）
⑸　電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	２－４に規定する電話ユニバーサルサービス料及び２－５に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する光回線電話又は音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に規定する付加機能に相当する付加機能の提供を受けている光回線電話契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号１番号ごとに適用します。 区　　分 ｜ 電気通信番号 （略） ｜ （略）
⑹　（略）	（略）
⑺　（略）	（略）

２　料金額

２－１　基本料

～　（略）

２－３　付加機能使用料

新旧対照

旧

２－４　ユニバーサルサービス料

月額

区　　分	単　　位	料　金　額
ユニバーサルサービス料	１電気通信番号ごとに	３円(税込価格 3.3円)

２－５　電話リレーサービス料　（略）

第２　ワイヤレス固定電話に係るもの

１　適用

区　　分	内　　容
⑴～⑶　（略）	（略）
⑷　ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は、契約者回線番号１番号ごとに適用するものとし、料金その他の適用条件については、光回線電話の場合に準ずるものとします。
⑸　付加機能に関する取扱い	（略）

新

２－４　電話ユニバーサルサービス料

月額

区　　分	単　　位	料　金　額
電話ユニバーサルサービス料	１電気通信番号ごとに	２円(税込価格 2.2円)

２－５　電話リレーサービス料　（略）

第２　ワイヤレス固定電話に係るもの

１　適用

区　　分	内　　容
⑴～⑶　（略）	（略）
⑷　電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は、契約者回線番号１番号ごとに適用するものとし、料金その他の適用条件については、光回線電話の場合に準ずるものとします。
⑸　付加機能に関する取扱い	（略）

附　則（令和７年 12 月 24 日企営第 155500000818 号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和８年１月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。